

西予市公共施設照明E S C O事業(L E D化)仕様書

1 事業の名称および概要

事業の名称および概要は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 件名

西予市公共施設照明E S C O事業(L E D化)

(2) 事業概要

事業者は、別紙対象施設一覧に掲げる公共施設の照明のL E D化を、契約期間を令和22年3月31日までとするE S C O事業（シェアード・セイビング方式＝事業者において資金を調達して照明に更新し、契約期間中これを所有および維持管理する方式）により実施し、当該事業期間中の事業効果を継続的に検証するものとする。

市は、契約期間中、当該事業者に対しE S C Oサービス料を支払うものとする。

2 照明器具、導入工事等の要件

事業者が導入する照明器具の仕様、導入工事、事業期間等の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) L E D照明器具

ア 灯具、器具等の種類ごとに、日本工業規格が定める安全仕様および性能水準に関する規格に適合し、又はこれに準ずる機器性能を有することを証明することができるものを選定すること。

イ 提案においては、照明器具に関し次の①から⑥までに掲げる内容を含むことができる。ただし、全ての提案は、必要な照度が引き続き確保されるものでなければならない。

① 器具の状態、経済性等を勘案して、灯具のみを交換すること。

② 照度を勘案して、既設の照明器具の一部を更新せず、又は間引きを行うこと。

③ 既設の照明器具が特別設計である場合、又は汎用のL E D照明器具がない型式のものである場合において、他の汎用品に置き換えること。

④ 施設の使用状況を勘案し、利便性の高い器具に置き換えること。

⑤ 耐震安全性を勘案し、天井吊式の器具を天井直付又は天井埋込式の器具に置き換えること。

⑥ コスト削減効果・費用対効果を高める器具を使用すること。

(2) 器具設置工事

建築基準法、電気事業法、電気用品安全法、電気工事士法、労働安全衛生法、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律その他の本業務に関連する法令等を遵守すること。

工事の施工前および施工後に、照度測定および分電盤の回路ごとの絶縁測定をそれぞれ実施すること。

(3) E S C Oサービス料

E S C Oサービス料は、器具の調達および導入工事に係る経費並びに事業期間中の維持管理に係る経費として調達した額により事業者が施設ごとに年額で算定する額を基礎として、E S C O委託契約で定めるものとする。

ただし、当該事業期間中において、事業開始の時点においてE S C Oサービス料の算定において参照した電気料金単価等の変動により、当該サービス料に著しく不合理が生じた場合は、その変更について市および事業者で協議するものとする。

3 施工方法等の要件

事業者が行う器具導入工事に係る施工方法等の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 現地調査、施工方法、工事期間および工事時期を、プロポーザルの事務局並びに施設の所管課および管理者との協議により決定すること。
- (2) 施工時の工事用電源を必要とする場合は、提案の時点においては、事業者において確保することを前提とすること。
- (3) 施工時は、施設職員、施設利用者および第三者に危険を生じないよう最大限配慮をするとともに、騒音、振動等についても必要な配慮をすること。
- (4) 施工時は、施設の構造、設備等に損害を与えないよう、必要な養生を行うこと。
- (5) 施工に伴い生じた事業者の責めに帰すべき事由による施設への損害および職員、施設利用者又は第三者への損害については、事業者の責任において賠償の義務を負うこと。
- (6) 建築基準法、電気事業法その他の関係法令を遵守すること。

4 維持管理の要件

事業者が行う照明器具の維持管理の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設置する照明器具の事業期間中における維持管理は、全て事業者の責任において実施すること。ただし、施設職員、施設利用者又は第三者の通常使用以外の行為を原因とする破損に係る器具の交換については、この限りでない。
- (2) 通常の使用における照度低下、不点灯等の不具合について施設の所管課又は管理者からの連絡、交換依頼等に対し、迅速かつスムーズに対応できる体制（予備のストック、非常時用携帯照明の配置等を含む。）を確立すること。
- (3) 施設において、照明器具の設置との因果関係が不明瞭な不具合が発生した場合は、当該不具合の原因の究明に協力すること。
- (4) 市の許可を得ずに、設置した照明器具の所有権を第三者に売却、転貸、譲渡等しないこと。
- (5) 事業期間中に生じた事業者の責めに帰すべき事由による施設への損害および施設職員、施設利用者又は第三者への損害については、事業者の責任において賠償の義務を負うこと。

5 効果検証、報告等

(1) 稼働状況報告

事業者は、事業期間中、設置した照明器具に係る年度ごとのコスト削減効果、不具合等の対応等について、各年度の終了後に報告するとともに、コスト削減の状況に関する分析レポートを提出するものとする。なお、当該報告の内容については、事前に協議した上で、市が公表する場合がある。

(2) 事業の廃止等

事業者は、やむを得ず事業が継続できなくなった場合は、速やかに市に報告するとともに、事後の対応についてその指示に従うこと。この場合において、事業の譲渡が行われるときは、あらかじめ市と協議しなければならない。

6 その他留意事項

(1) その他事項

仕様書に定めるもののほか、本事業の実施に関する必要な事項は、E S C O委託契約において定めるものとする。

(2) 契約の解除

事業者がE S C O委託契約に定める義務を履行しない場合は、当該契約を解約することがある。この場合において、当該不履行の理由が事業者の責めに帰することができない特別の事由によるものであるときを除き、設置した照明器具の所有権は、直ちに市に無償で譲渡するものとする。

(3) 事業期間中の施設の廃止等

事業期間の中途において、当該施設の廃止その他の市の事情により事業の一部が継続できなくなった場合の対応は、市と事業者との間で協議し、事業の残存期間における照明器具の取扱いを定めるものとする。